

# 大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報）

## ＜平成29年4月1日時点＞

公務員の給与は、民間給与実態調査の結果に基づく人事院勧告・人事委員会勧告を尊重して決定されます。人事委員会がない市町村においては、給与制度は公務としての近似性、類似性を重視して国の制度を基本とし、給与の水準は県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な対応を行うこととされています。この趣旨に沿わないものについては、その適正化を図るための必要な措置が求められています。また、平成28年4月1日からは、等級別基準職務表を条例化し、市町村において等級別の職員数の公表が義務づけられ、その給与制度・運用について住民への一層の説明責任が求められています。

平成29年4月1日における県内市町村の給与制度について、速報としてとりまとめた状況は、下記の表のとおりです。

### 給料

※団体数の後の括弧内は前年比

#### 給料表

給料表の構造: 独自給料表の団体	1 団体(±0)
給料表の水準: 最高給料月額が県を上回る団体	2 団体(△1 豊後大野市)
8級制の市 ※全国で約5割、九州で約7割の市が7級制を採用	6 団体(△2 日田市、由布市)
7級制の町村 ※全国、九州で約7割の町村が6級制を採用	3 団体(±0)

#### 「わたり」

「わたり」がある団体 0 団体(△1 由布市)

※H28.10.1に由布市が解消し、全団体でわたりが解消された

#### 高齢層職員の昇給抑制

55歳昇給停止の未実施団体 8 団体(△1 杵築市)  
 昇格時の給与水準の上昇抑制未実施団体 2 団体(△1 別府市)

民間給与等を踏まえて国・県が行っている55歳昇給停止について、実施していない団体は、8 団体。

#### 級別職員構成

6級(県課長級)以上の構成比が特に高い(20%以上)団体 2 団体  
 (△2 由布市、国東市)  
 (参考値(H29年度) 国:16.3%、大分県11.7%)

#### (参考)H28.4.1時点ラスパイレース指数

(H29.4.1時点の指数は、H29.12頃取りまとまる予定)

県内市町村平均	100.7
地方公共団体平均	99.3
大分県	99.7

### 諸手当

※団体数、未廃止率の後の括弧内は前年比

#### 扶養手当

全ての区分において国・県の支給水準を上回る団体 2 団体

#### 自宅に係る住居手当

H28.4.1の状況	団体数	未廃止団体数	未廃止率
全国	1,788 団体	260 団体(▲36)	14.5%(△2.1%)
県内市町村	18 団体	<b>16 団体(±0)</b>	<b>88.9%(±0)</b>

国・全都道府県で廃止され、全国市町村でも廃止が進む中、自宅に係る住居手当を残している団体は16 団体で、H28.4.1時点と変化なし。

#### 期末・勤勉手当

役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体	H27.12期 10 団体	H28.12期 11 団体(+1)
役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体	H28.6期 11 団体	H29.6期 11 団体(±0)
管理職加算を支給している団体	H28.6期 1 団体	H29.6期 1 団体(±0)

# 大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報） ＜平成29年4月1日時点＞

平成29年4月1日時点における、大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、平成29年4月1日時点のラスパイレス指数等につきましては、年末頃取りまとまる予定です。

## 1 給料について

- (1) 給料表の状況 . . . . . 1
- (2) 「わたり」の状況 . . . . . 2
- (3) 昇給・昇格制度の見直しの状況 . . . . . 3
- (4) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職） . . . . . 4
- (5) ラスパイレス指数の状況（H28.4.1時点） . . . . . 5

## 2 諸手当について

- (1) 扶養手当の状況 . . . . . 6
- (2) 住居手当の状況 . . . . . 10
- (3) 期末・勤勉手当の状況 . . . . . 11

- (参考) 地方公務員の給与等に関する諸原則 . . . . . 13

## 1(1) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、これを参考にして整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うよう検討すべきとされています（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）。

### ① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

（太枠部分は、県の最高号給を上回るもの）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
別府市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
中津市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
日田市	246,600	303,400	349,200	383,400	395,200	409,400	444,100	H29.4より8級廃止	
佐伯市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
臼杵市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
津久見市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
竹田市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	※467,800	
豊後高田市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
杵築市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
宇佐市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
豊後大野市	246,600	303,400	349,200	380,200	393,200	409,400	444,100		
由布市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	H28.4より8級廃止	
国東市	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	412,200	444,100		
姫島村	246,600	303,400	349,200	380,200					
日出町	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
九重町	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	409,400	444,100		
玖珠町	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	409,400	444,100		
大分県	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	526,700

※竹田市に8級の在職者はいない。

### ② 独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている）（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
大分市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	526,700

## 1(2) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ」と規定されています（「職務給の原則」）。

地方公務員給与の「わたり」とは、該当基準の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

区分 (団体数)	団体数 (割合)	市町村名 (県内市町村)	対前年比
県内 市町村 (18団体)	0 (0.0%)	-	▲1 (由布市)

※H28.4.1現在、全国市区町村で「わたり」がある団体は16団体  
(1,788団体中0.9%)

### ※「わたり」該当基準

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）
  - ②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。
    - Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合
 

例) 主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合
    - Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
    - Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合
 

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け  
 国の主任に相当する職を4級以上に格付け  
 国の係長に相当する職を5級以上に格付け  
 国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け
    - Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

### 1(3) 昇給・昇格制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	①55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日	②昇格時号給対 応表の改正	実施年月日
大分市	○	H28. 1. 1~	○	H28. 1. 1~
別府市	未実施		○	H29. 4. 1~
中津市	未実施		未改正	
日田市	未実施 (56歳昇給停止)		○	H25. 4. 1~
佐伯市	未実施		○	H25. 4. 1~
臼杵市	○	H27. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
津久見市	未実施		○	H25. 4. 1~
竹田市	未実施		未改正	
豊後高田市	未実施		○	H25. 4. 1~
杵築市	○	H30. 1. 1~	○	H25. 6. 26~
宇佐市	○	H28. 1. 1~	○	H27. 4. 1~
豊後大野市	○	H28. 4. 1~	○	H26. 1. 1~
由布市	○	H28. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
国東市	○	H27. 4. 1~	○	H25. 4. 1~
姫島村	○	H26. 1. 1~	※	
日出町	未実施		○	H27. 4. 1~
九重町	○	H26. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
玖珠町	○	H27. 4. 1~	○	H25. 3. 1~
大分県	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~
国	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~

昇格時号給対応表の改正（昇格に伴う給料月額の上昇を抑制）

（例） 5級85号給（390,200円）から6級へ昇格した場合

未改正：6級65号給（404,200円 +14,000円）

改正後：6級51号給（399,800円 +9,600円）

※従来から本改正を上回る給料月額の上昇抑制を実施

1(4) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。  
職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
別府市	472	15	50	74	176	87	35	25	10	—	—	157	70
		3.2	10.6	15.7	37.3	18.4	7.4	5.3	2.1	—	—	33.3	14.8
中津市	531	45	79	90	97	141	19	48	12	—	—	220	79
		8.5	14.9	16.9	18.3	26.6	3.6	9.0	2.3	—	—	41.4	14.9
日田市	491	29	48	53	177	118	57	9	—	—	—	184	66
		5.9	9.8	10.8	36.0	24.0	11.6	1.8	—	—	—	37.5	13.4
佐伯市	602	46	29	65	239	139	53	27	4	—	—	223	84
		7.6	4.8	10.8	39.7	23.1	8.8	4.5	0.7	—	—	37.0	14.0
臼杵市	279	26	16	35	91	64	26	18	3	—	—	111	47
		9.3	5.7	12.5	32.6	22.9	9.3	6.5	1.1	—	—	39.8	16.8
津久見市	152	10	11	7	57	45	17	5	—	—	—	67	22
		6.6	7.2	4.6	37.5	29.6	11.2	3.3	—	—	—	44.1	14.5
竹田市	208	5	9	24	82	42	15	31	0	—	—	88	46
		2.4	4.3	11.5	39.4	20.2	7.2	14.9	0.0	—	—	42.3	22.1
豊後高田市	215	6	19	32	68	55	15	20	—	—	—	90	35
		2.8	8.8	14.9	31.6	25.6	7.0	9.3	—	—	—	41.9	16.3
杵築市	264	11	21	27	118	38	30	19	—	—	—	87	49
		4.2	8.0	10.2	44.7	14.4	11.4	7.2	—	—	—	33.0	18.6
宇佐市	437	37	42	42	107	136	38	29	6	—	—	209	73
		8.5	9.6	9.6	24.5	31.1	8.7	6.6	1.4	—	—	47.8	16.7
豊後大野市	284	7	8	18	98	87	50	16	—	—	—	153	66
		2.5	2.8	6.3	34.5	30.6	17.6	5.6	—	—	—	53.9	23.2
由布市	251	36	36	22	69	39	21	28	—	—	—	88	49
		14.3	14.3	8.8	27.5	15.5	8.4	11.2	—	—	—	35.1	19.5
国東市	277	24	21	17	74	87	14	40	—	—	—	141	54
		8.7	7.6	6.1	26.7	31.4	5.1	14.4	—	—	—	50.9	19.5
姫島村	57	30	7	3	17	—	—	—	—	—	—	0	0
		52.6	12.3	5.3	29.8	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
日出町	156	16	11	27	55	24	15	8	—	—	—	47	23
		10.3	7.1	17.3	35.3	15.4	9.6	5.1	—	—	—	30.1	14.7
九重町	106	13	10	27	22	21	7	6	—	—	—	34	13
		12.3	9.4	25.5	20.8	19.8	6.6	5.7	—	—	—	32.1	12.3
玖珠町	144	12	8	14	55	30	13	12	—	—	—	55	25
		8.3	5.6	9.7	38.2	20.8	9.0	8.3	—	—	—	38.2	17.4
大分県	3,908	322	476	579	1,183	889	130	247	63	19	—	1,348	459
		8.2	12.2	14.8	30.3	22.7	3.3	6.3	1.6	0.5	—	34.5	11.7
国	140,319	12,177	12,227	37,291	36,199	19,512	15,561	3,666	2,155	1,281	250	42,425	22,913
		8.7	8.7	26.6	25.8	13.9	11.1	2.6	1.5	0.9	0.2	30.2	16.3

※竹田市は8級制だが、8級に職員がいない。

② 独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
大分市	1,713	75	311	227	522	337	107	70	37	27	—	578	241
		4.4	18.2	13.3	30.5	19.7	6.2	4.1	2.2	1.6	—	33.7	14.1

1(5) ラスパイレス指数の状況 (H28.4.1時点。H29.4.1時点の指数はH29.12頃取りまとまる予定)

平成28年4月1日時点で給料削減措置を実施している団体は8団体です。  
 ※ラスパイレス指数とは  
 毎年4月1日における地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。  
 ※「給料」と「給与」の違い  
 「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指し、「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を指す。本資料のラスパイレス指数は、「給料」について算出したものである。

市町村名	28年	全国順位	27年	前年比	給料削減措置の状況	
					削減率	実施期間
大分市	100.1	275	100.6	▲0.5	6~9級 6% 3級 3%      4~5級 4.5% 2級 2%	H28.4~H29.3
別府市	100.9	157	100.7	0.2	-	-
中津市	102.0	53	101.6	0.4	-	-
日田市	101.2	121	101.0	0.2	-	-
佐伯市	101.0	143	101.1	▲0.1	-	-
臼杵市	100.6	193	100.0	0.6	-	-
津久見市	100.3	241	100.5	▲0.2	-	-
竹田市	100.5	206	99.3	1.2	7級 5.5%      4~6級 3.5% 3級 2.5%      1・2級 1%	H28.4~H29.3
豊後高田市	99.7	340	99.7	0.0	-	-
杵築市	100.9	157	101.6	▲0.7	7級 3%      4~6級 1% 3級 0.5%	H28.4~H29.3
宇佐市	102.0	53	101.2	0.8	7・8級 4% 3~6級 3% 1・2級 2%	H26.5~H29.3
豊後大野市	101.0	143	101.1	▲0.1	-	-
由布市	102.2	38	101.1	1.1	-	-
国東市	101.2	121	102.6	▲1.4	7級 5%      6級 3% 5級 2%	H28.4~H29.3
市平均	101.0		100.9	0.1		
(全国市)	99.1		98.7	0.4		
姫島村	76.3	1721	75.7	0.6	一律3%	H27.4~H29.3
日出町	100.1	275	100.8	▲0.7	4~7級 4% 1~3級 2%	H27.4~H29.3
九重町	100.8	175	99.4	1.4	7級 4.5%      6級 3.5% 5級 1.5%      4級 0.5%	H28.4~H29.3
玖珠町	101.4	97	102.0	▲0.6	-	-
町村平均	97.5		97.7	▲0.2		
(全国町村)	96.3		95.8	0.5		
市町村平均	100.7		100.7	0.0		
全地方公共団体平均	99.3		99.0	0.3		
大分県	99.7		99.8	▲0.1	-	-

※全国順位は指定都市を除く市区町村(1721団体)の順位である。

2(1) 扶養手当の状況（平成29年4月1日現在）

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②子、③父母等、④職員に配偶者がいない場合、④特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

※民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年4月1日より段階的に見直しを実施。

市町村名	①配偶者		②子
	7級相当以下	8級相当以上	
大分市	13,000円	10,000円	8,000円
別府市	12,500円	10,000円	7,500円
中津市	12,500円	10,000円	7,500円
日田市	12,500円	-	8,500円
佐伯市	12,000円	10,000円	8,000円
臼杵市	10,000円	10,000円	10,000円
津久見市	12,500円	-	7,000円
竹田市	13,500円	-	10,000円
豊後高田市	13,500円	-	10,000円
杵築市	12,000円	-	10,000円
宇佐市	13,500円	13,500円	10,000円
豊後大野市	11,000円	-	9,000円
由布市	12,500円	-	10,000円
国東市	12,000円	-	10,000円
姫島村	10,000円	-	8,000円
日出町	12,500円	-	7,000円
九重町	11,000円	-	8,000円
玖珠町	10,000円	-	9,000円
大分県	12,500円	10,000円	7,000円
国	10,000円	10,000円	8,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す



市町村名	③父母等		④1人（配偶者なし）		⑤特定期間加算
	7級相当以下	8級相当以上	子	父母等	
大分市	7,000円	6,500円	11,000円	9,500円(7級以下) 9,000円(8級以上)	5,600円
別府市	7,000円	7,000円	10,500円	9,500円	5,500円
中津市	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	5,000円
日田市	7,000円	-	11,000円	10,000円	5,500円
佐伯市	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	6,000円
臼杵市	6,500円	6,500円	15,000円	11,500円	5,500円
津久見市	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
竹田市	7,000円	-	10,500円	9,500円	5,500円
豊後高田市	6,500円	-	11,000円	11,000円	5,500円
杵築市	7,000円	-	11,000円	10,000円	5,500円
宇佐市	7,000円	7,000円	11,500円	11,500円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	11,000円	9,500円	6,000円
由布市	7,000円	-	11,000円	11,000円	5,500円
国東市	7,000円	-	11,000円	10,000円	5,500円
姫島村	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
日出町	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
九重町	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
玖珠町	6,500円	-	11,000円	9,000円	5,000円
大分県	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	5,000円
国	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	5,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

2(1) 扶養手当の状況（段階的見直し完成後）

市町村名	段階的見直し 完成年度	①配偶者		②子
		7級相当以下	8級相当以上	
大分市	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	11,000円
別府市	平成33年度	6,500円	3,500円	10,000円
中津市	平成32年度	6,500円	3,500円	10,000円
日田市	平成31年度	6,500円	-	10,000円
佐伯市	平成32年度	6,500円	3,500円	10,000円
臼杵市	平成31年度	6,500円	3,500円	10,000円
津久見市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
竹田市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
豊後高田市	平成33年度	6,500円	-	10,000円
杵築市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
宇佐市	平成34年度	7,000円	3,500円	10,000円
豊後大野市	平成30年度	7,000円	-	11,000円
由布市	平成33年度	6,500円	-	10,000円
国東市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
姫島村	平成30年度	6,500円	-	10,000円
日出町	平成32年度	6,500円	-	10,000円
九重町	平成30年度	6,500円	-	10,000円
玖珠町	平成30年度	6,500円	-	11,000円
大分県	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	10,000円
国	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	10,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

2(1) 扶養手当の状況（段階的見直し完成後）

市町村名	③父母等		④特定期間加算
	7級相当以下	8級相当以上	
大分市	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,600円
別府市	6,500円	3,500円	5,000円
中津市	6,500円	3,500円	5,000円
日田市	6,500円	-	5,500円
佐伯市	6,500円	3,500円	6,000円
臼杵市	6,500円	3,500円	5,500円
津久見市	6,500円	-	5,000円
竹田市	6,500円	-	5,000円
豊後高田市	6,500円	-	5,500円
杵築市	6,500円	-	5,000円
宇佐市	7,000円	3,500円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	6,000円
由布市	6,500円	-	5,500円
国東市	6,500円	-	5,500円
姫島村	6,500円	-	5,000円
日出町	6,500円	-	5,000円
九重町	6,500円	-	5,000円
玖珠町	6,500円	-	5,000円
大分県	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,000円
国	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

2(2) 住居手当の状況（前年度と変更なし）

①は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、②は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。

②については、昨年度において、国、全都道府県及び全国市区町村の85.5%が制度を廃止しています。

市町村名	①借家・借間 (上限額)	②自宅	備考
大分市	28,500円	H26.4.1廃止	廃止前 8,500円(9年以上6,000円) (経過措置) H26 7,500円(9年以上5,500円) H27 6,500円(9年以上5,000円) H28 5,500円(9年以上4,500円) H29 4,500円(9年以上4,000円) H30 3,500円
別府市	27,000円	5,300円(6年以上 3,600円)	
中津市	27,000円	4,500円(2年以上 3,000円)	
日田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
佐伯市	27,000円	4,500円(7年以上 2,500円)	
臼杵市	27,000円	6,000円(9年以上 4,000円)	H27.4.1～支給対象者を臼杵市内在住者のみに改正(経過措置H28終了)
津久見市	27,000円	2,500円(6年以上 0円)	
竹田市	27,000円	2,500円	
豊後高田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
杵築市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
宇佐市	27,000円	5,500円(7年以上 3,500円)	
豊後大野市	27,000円	3,400円	H29.4.1～支給対象者を豊後大野市内在住者のみに改正
由布市	27,000円	5,500円(7年以上 2,500円)	
国東市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
姫島村	27,000円	制度なし	
日出町	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
九重町	27,000円	2,500円	
玖珠町	27,000円	3,500円(6年以上 2,000円)	
大分県	27,000円	H25.4.1廃止	
国	27,000円	H21.12.1廃止	

## 2(3) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、  
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (H28. 12期)					管理職加算 (H28. 12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.30	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	4.30	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	4.30	0%	5%	10%	10～15%	15%	
日田市	4.30	0%	5%	10～15%	15%	15%	
佐伯市	4.30	0%	5%	10～13%	15%	15%	
臼杵市	4.30	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	4.30	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	4.30	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	4.30	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	4.30	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	4.30	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.30	0%	5%	10%			
日出町	4.30	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	4.30	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.30	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.30	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

※二重線枠は、H27. 12期と比べ、新たに国・県を上回る率としたもの（青色の部分）

市町村名	役職段階別加算（H29.6期）					管理職加算 （H29.6期）
	1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 5% ※4～7級 H29.6より 廃止（H31.12まで経 過措置あり）
別府市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	0%	5%	10%	10～15%	15%	
日田市	0%	5%	※10～15%	15%		
佐伯市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
臼杵市	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	0%	5%	10%	15%		
竹田市	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	0%	5%	10%	15%		
杵築市	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	0%	5%	10%	15%		
姫島村	0%	5%	10%			
日出町	0%	5%	10%	15%		
九重町	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	0%	5%	13%	15%		
大分県	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

※日田市については、H32.4.1から4・5級の加算割合を10%とする規則改正済み

## (参考)

### ◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

#### (1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

##### ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

##### イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

#### (2) 給与決定に関する原則

##### ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第5項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

##### イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。